

我が国の事業体課税の課題

一日米間で生じるハイブリッド・ミスマッチとBEPS行動計画

小申 麻美

(立命館大学経済学部4回生)

目 次

序章 はじめに

第1章 ハイブリッド・ミスマッチの定義と問題点

1-1 ハイブリッド・ミスマッチの定義

1-2 米国税法におけるチェック・ザ・ボックス規則

1-3 日本IBM社の税務戦略の考察

第2章 OECDにおける議論

2-1 BEPSに対する問題意識

2-2 報告書におけるハイブリッド・ミスマッチの分類

2-3 ハイブリッド・ミスマッチ解決に向けての勧告

第3章 国内法改正による我が国のハイブリッド・ミスマッチへのアプローチ

3-1 外国子会社配当益金不算入制度の見直し

終章 おわりに

参考文献

序章 はじめに

今日、グローバル市場を勝ち抜くため、多国籍企業にとって適法な租税軽減策は競争力強化のために当然の手法となっている。一方、多国籍企業が多様な税務スキームを駆使して行き過ぎた課税逃れを行っていることへの批判が高まっている。国際的なアグレッシブな税務戦略が発展するにつれて、先進諸国は苦しい税収不足に陥っている。そこで国内法及び租税条約を国際的な標準となるレベルまで整備することが国際税務の課題となってきた。2012年6月、OECD¹（経済協力開発機構）とG20²でBEPS（Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転）プロジェクト³が設けられ、具体的な国際ルールの制定を目指してきた。2015年10月6日、OECDがBEPSプロジェクトの最終報告書を公表し、15項目の行動計画について、各国で具体的な検討が進められている。日本政府もOECDの提案を受けて、税制改正によって二重非課税を解消する構えである。しかしBEPS行動計画に法的な拘束力はなく、各国が足並みそろえて税制を見直すには至っていないのが現状である。

ところで、多国籍企業の課税逃れスキームには、必ずと言っても過言ではないほどハイブリッド・ミスマッチによるスキームが組み込まれている。ハイブリッド・ミスマッチとは、国によって租税法上のルールが異なる結果として、一方の国における税効果と他方の国における税効果がマッチングしない現象である。本稿では、ハイブリッド・ミスマッチに度々利用される米国連邦税法上のチェック・ザ・ボックス規則と関連付けながらハイブリッド・ミスマッチの考察を進める。

第1章では、ハイブリッド・ミスマッチとは何かを明らかにするために、ハイブリッド・ミスマッチを定義付ける。そして、ハイブリッド・ミスマッチを生み出すためにしきりに利用される米国連邦上のチェック・

ザ・ボックス規則⁴について検討する。さらに、日本IBM社の事案⁵を用いてハイブリッド・ミスマッチの問題点を具体的に示す。

第2章では、ハイブリッド・ミスマッチに対するOECD及びG20の動向を追う。2015年10月6日に発表された、BEPSプロジェクトの最終報告書を概観した後、「複数国間の税務上の取り扱いの差異の効果を無効化する措置」に関するOECDの報告と解決策の提案を紹介することとする。

第3章では、OECDの提案に対する、日本政府の動向を述べる。日本政府が二重非課税を解消するために改正した「外国子会社配当益金不算入制度」について取り上げる。

最後に、本稿での議論を踏まえて、日本のハイブリッド・ミスマッチの今後の課題を導き出す。

第1章 ハイブリッド・ミスマッチの定義と問題点

本章では、まずハイブリッド・ミスマッチという租税回避スキームについて検討する。次に、IBM社の事例を用いて、具体的に問題点を指摘する。最後に、ハイブリッド・ミスマッチを生み出す際にしばしば用いられる米国連邦上のチェック・ザ・ボックス規則についても言及する。

1-1 ハイブリッド・ミスマッチの定義

事業体が税務上どのように扱われるかは、税務戦略において多大な影響を与える。事業者が事業を行う場合、どのような形態を利用するかは事業者の選択に任されている。事業体に対する課税上の取り扱いは国によって異なり、近年では、各国事業体の税務上の扱いの違いを意図的に生み出し、税負担を軽減している多国籍企業が、世界的に多く見受けられる。ある事業体が法人格を有している場合には、事業体には法人税が課税され、次いでその事業体から利益の分配があった段階で構成員が課税されること

に対し、組合形式の事業体を利用した場合には、法人格を有していないことから、事業体段階での課税が回避され、構成員段階のみ課税となる⁶。一般的に、一方の国では、団体課税され、他方の国でパス・スルー課税される事業体のことをハイブリッド・エンティティ (hybrid entity) という⁷。なお、ある国の租税法上はパス・スルー・エンティティとして扱われ、他の国の租税法上は法人として扱われるような事業体は、パス・スルー・エンティティ扱いをする国の側からはハイブリッド・エンティティ (hybrid entity)、法人扱いをする国の側からはリバース・ハイブリッド・エンティティ (reverse hybrid entity) と呼ばれる⁸。本稿ではハイブリッド・エンティティとリバース・ハイブリッド・エンティティを区別せずに広くハイブリッド・エンティティとする。さらに、国によって租税法上のルールが異なる結果として一方の国における税効果と他方の国における税効果がマッチングしない現象をハイブリッド・ミスマッチと定義し⁹ 問題視する。

1-2 米国税法におけるチェック・ザ・ボックス規則

ハイブリッド・ミスマッチを意図的に生じさせるため、多くの企業がチェック・ザ・ボックス (check-the-box) 規則を活用した税務戦略を行ってきた。チェック・ザ・ボックス規則とは、キントナー規則¹⁰に代わって1996年12月に導入された、米国財務省規則 (regulation) であり、米国の納税者が課税される事業形態 (法人、パートナーシップ、支店等) を法律上の概念に関係なく、税法上の規定のもとで判定することを認めている制度である¹¹。チェック・ザ・ボックス規則では、まず会社段階で当然に所得課税に服するもの、例えば株式会社のようなものを「当然法人 (per se corporation) として抜き出し、そして、それ以外の「適格エンティティ」については、納税者の選択により、団体課税方式かパス・スルー課税方式かのいずれかを選ぶことができる¹²。チェック・ザ・ボックス規則によっ

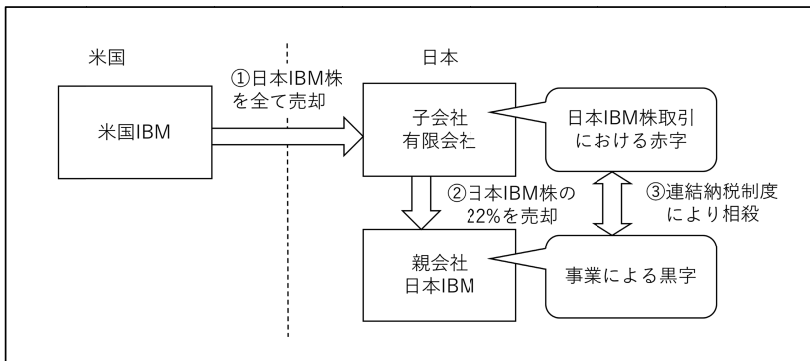
て米国での事業体の扱いを自由に選択し、各国での税務上の事業体の取り扱いに差異を生じさせることで両国の税効果にミスマッチが生じる。チェック・ザ・ボックス規則の導入によって、事業体の判定に係る裁判が減ったものの、意図的なハイブリッド・ミスマッチによる大幅な節税など新たな問題が生じている¹³。

1-3 日本IBM社の税務戦略の考察

事例をもとに具体的にハイブリッド・ミスマッチについて検討するため、日本IBM社（International Business Machines Corporation）の事件から日本IBM社の税務戦略について考察する。日本IBM社の事件とは、米国IBMの子会社である日本IBM（日本法人）グループの特定有限会社が、東京国税局から約3,995億円の申告漏れを指摘され、課税処分の取り消しを求めた訴訟¹⁴である¹⁵。

まず、訴訟の事実関係について述べる（図1参照）。

（図1）日本IBM社の税務戦略¹⁶



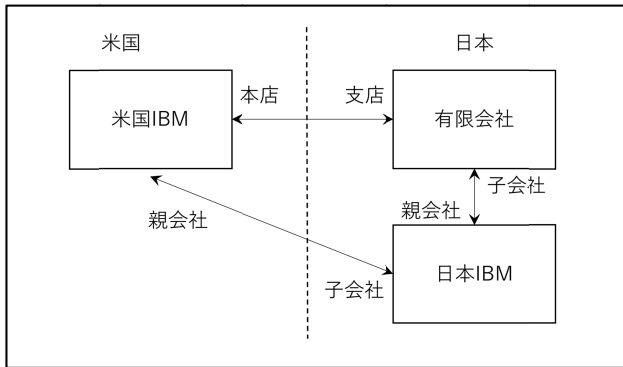
①日本IBMの100%米国親会社は、平成14年4月に日本IBMグループの有限会社に日本IBMの株式全部を1兆9,500億円で譲渡した。この有限会

社は、米国親会社が日本IBM株式譲渡の2カ月前に会計事務所から購入した会社であり、税務当局はペーパーカンパニーと認定していたが、IBMは中間持株会社と主張した。また、株式購入資金の約7%は現金で支払っていたが、残りの93%は未払で売主からの借金に振り替えていた。②その後、この有限会社は、日本IBMに3度に渡り（平成14年12月、平成15年12月、平成17年12月）、日本IBMの発行済株式の約22%を約4,298億円で譲渡した（日本IBMの自己株式の取得）。この有限会社は、米国親会社から購入した単価と同額の単価で、3度の株式譲渡を行ったので、会計上の譲渡損益はゼロだが、税務上は約3,995億円の有価証券譲渡損失とみなし配当が両建てで計上されたうえ、みなし配当は益金不算入であったため¹⁷、結果的に約3,995億円の税務上の損金が生じた。③連結納税制度を利用し、株式売買によって生じた欠損金と日本IBMの利益とを相殺することで、納税額を1,200億円削減させた。

IBM事件の争点は、株式譲渡で生じた法人税負担の減少が、法人税法132条1項の「法人税の負担を『不当』に減少させたもの」に当たるか否かということであった。裁判では、不当性の基準を、「専ら経済的、実質的見地において当該行為又は計算が純経済人の行為として不合理、不自然なものと認められるか否か」に求め、「本件各譲渡を含む本件一連の行為に租税回避の意図が認められる旨の評価根拠事実として被告が挙げるいずれの事実についても、これを裏付けるものと認めるに足りる証拠ないし事情があるものとは認め難いというべきである。」とし、一連の税務処理による法人税額の減少が法人税法132条1項にいう『不当』なものとして評価されるべきであると認めるには足りない、と判決を下した¹⁸。

ハイブリッド・ミスマッチについて検討するため、本件の日本IBMグループの有限会社の税法上の事業体区分に着目する（図2参照）。

(図2) IBM社の組織図



日本IBM社の事例で、日本IBMグループの有限会社で株式譲渡による有価証券譲渡損失を計上しながら、米国IBMで莫大な譲渡益にかかる巨額の納税を避けることができたのは、チェック・ザ・ボックス規則によって日本IBMグループの有限会社を米国で「支店」として扱うことが可能とされていたからである¹⁹。日本IBMグループの有限会社は、日本では日本IBM社の子会社、米国では親会社である日本IBM社の親会社、米国IBMの支店である。支店と子会社のハイブリッド・ミスマッチによって、日米間で税効果にズレが生じている。

第2章 OECDにおける議論

本章では、前章で述べたハイブリッド・ミスマッチの問題に対して、どのように対策をしているのかOECDやG20の動向を追う。BEPSプロジェクト、BEPS行動計画15について述べたのち、第1章で述べた意図的にハイブリッド・ミスマッチを生じさせるスキームの防止策として勧告されたBEPS行動計画2「複数国間の税務上の取り扱いの差異の効果を無効化する措置」について、特にIBM社の事例に関する部分に着目して、敷衍

する。

2-1 BEPSに対する問題意識

多国籍企業や富裕層が国際的な租税回避をしようとの機運が高まっている一方、過度な税務戦略に対する反発が大きくなっている。多国籍企業が二国以上の課税制度の違いを利用した租税回避によって、税負担を軽減している問題を「BEPS」と呼び、問題視してきた。こうした状況を受けて、2012年6月にOECDとG20(20カ国・地域)の首脳会議が連携して「BEPSプロジェクト」を立ち上げて、多国籍企業の過度な税務戦略による課税逃れを防止しようと各国共通の国際課税ルールの構築を図ってきた。BEPS行動計画では、2015年中を目途にアクション・プランごとに方策を順次勧告することを目標とし、2014年9月には第一次提言として7つのアクション・プランに関する報告書を公表した。そして、2015年10月5日、15のアクション・プランそれぞれの最終報告書をまとめた最終パッケージが公表された。以下がBEPS行動計画「最終報告書」の15項目である²⁰。

- ①電子経済の課税上の課題への対応
- ②複数国間の税務上の取り扱いの差異の効果を無効化する措置
- ③CFC税制（外国子会社合算税制）を強化する
- ④利子損金算入や他の金融取引の支払いを通じた税源侵食を制限する
- ⑤透明性や実態を考慮しつつ、有害税制に対しより効果的に対抗する
- ⑥租税条約の乱用を防止する
- ⑦恒久的施設（PE）認定の人為的回避を防止する
- ⑧移転価格の結果が価値の創造と一致することを確保する：無形資産
- ⑨移転価格の結果が価値の創造と一致することを確保する：リスクと資本
- ⑩移転価格の結果が価値の創造と一致することを確保する：その他の高リスク取引
- ⑪BEPSのデータを収集・分析する方法とそれに対処する行動の確率

- ⑫納税者に乱用的な租税回避スキームについて開示要求
- ⑬移転価格の文書化を再検討する
- ⑭紛争解決メカニズムをより効果的なものにする
- ⑮各措置を迅速に実施する（多国間協定を開発する）

これらの15項目の行動計画は勧告であり、強制力はない。OECDやG20加盟国各国において、このBEPS最終報告書及びBEPSプロジェクトでの議論に基づいた租税条約や国内法上の制度改正が進められている。

2-2 報告書におけるハイブリッド・ミスマッチの分類

ハイブリッド・ミスマッチを利用した税負担の軽減が多国籍企業によって行われている実態を踏まえ、国内法およびモデル租税条約の規定の見直しの勧告を行う目的でOECDとG20によって議論が進められてきた。BEPS行動計画の行動2「複数国間の税務上の取り扱いの差異の効果を無効化する措置」に関して、2014年9月16日付けで報告書『Neutralising the Effects of Branch Mismatch Arrangements, Action 2』²¹が公表された。報告書は第1部と第2部で構成されている²²。第1部では、ハイブリッド・ミスマッチを類型化し、ハイブリッド・ミスマッチによる二重非課税の是正のための国際法の措置の勧告を行っている。第2部では、モデル租税条約の規定のうち双方居住者及びパス・スルー課税が課される事業体に対する措置を提示し、国内法上の措置と租税条約の関係について分析をしている。

第1部

- 勧告1 ハイブリッド金融商品の取扱いのルール
- 勧告2 ハイブリッド金融商品の税務上の取扱いの個別勧告
- 勧告3 無視されるハイブリッド支払のルール
- 勧告4 リバース・ハイブリッドのルール
- 勧告5 リバース・ハイブリッド、輸入されたミスマッチの税務上の取

扱いの個別勧告

勧告6 控除可能なハイブリッドの支払ルール

勧告7 二重居住者のルール

勧告8 輸入されたミスマッチのルール

勧告9 実施と相互の調整

勧告10 仕組まれた取決めの定義

勧告11 関連者、支配グループ、協働行為の定義

勧告12 その他の定義

第2部

勧告 OECDモデル租税条約1条、4条3項の改正

なお、報告書では、ハイブリッド・ミスマッチを損金算入のされ方に着目して、D/Ni、DD、間接的なD/Niの3つに類型化している²³。

ミスマッチ	概要
D/Ni (Deduction/ No Inclusion)	支払者損金、受領者非認識 支払者の法管轄で損金算入になるが、受領者またはその投資家のいずれの法域でも通常所得に含まれない支払。
DD (Double Deduction)	同一費用の二重損金 同一費用が複数の法管轄で損金算入となる支払。
間接的なD/Ni	直接的なD/NiまたはDDミスマッチの効果を第3国へ展開している支払。

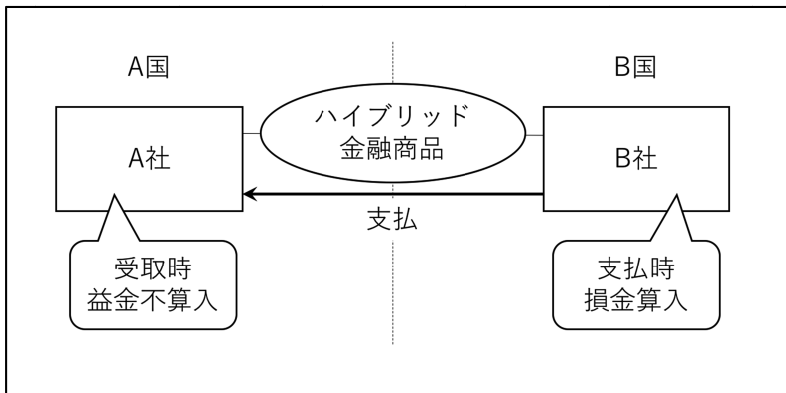
報告書では、D/Ni、DD、間接的なD/Niの3つの「ミスマッチの形態」に分類し、さらに、「取引の類型」を6つ、モデル化している。D/Niのモデルとして、①ハイブリッド金融商品のケース、②無視される支払のケース、③リバース・ハイブリッドへの支払のケース²⁴、DDのモデルとして、④ハイブリッドによって二重控除可能な支払のケース、⑤二重居住者の二重控除可能な支払のケース²⁵、間接的なD/Niのモデルとして⑥ミスマッチの輸入のケースが示されている。本稿では、IBM社の事例に対応する、

DDの④ハイブリッドによって二重控除可能な支払のケースと、D/NIとDDの事例を比較するために、D/NIのモデルからも①ハイブリッド金融商品のケースを選んで、説明する。

①D/NI ハイブリッド金融商品のケース（図3）²⁶

A社とB社でハイブリッド金融商品²⁷となる契約を行うとする。B社では支払時に損金算入するが、A社では受取時に益金に算入しないため支払者損金、受領者非認識となり、国際的二重非課税が生じる。

（図3）ハイブリッド金融商品のケース²⁸

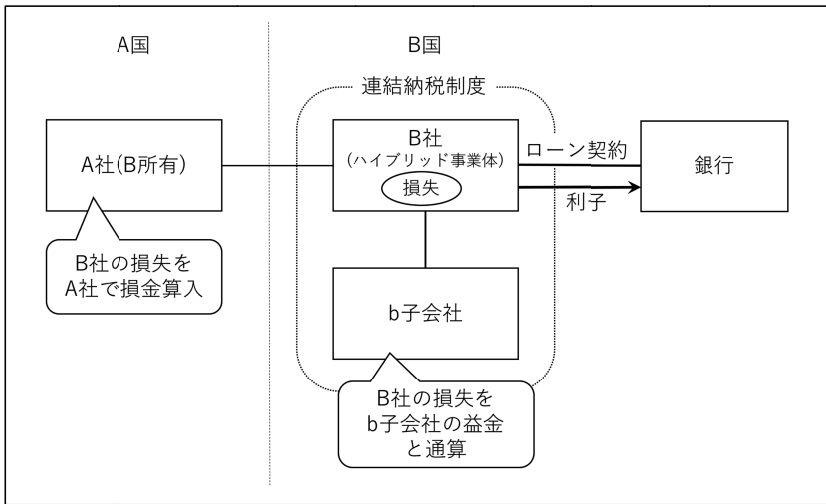


④DD ハイブリッドによって二重控除可能な支払のケース（図4）²⁹

B社はB国で設立されたA社の事業体であり、A国においてパートナーシップ、B国で法人として取り扱われるハイブリッド・エンティティであるとする。また、B社は銀行とローン契約を締結し、銀行に利子を支払うとする。B国では、B社の損失（利子の支払）を、連結納税制度で、B社のb子会社の益金と通算することができる。一方で、A国ではB社はパートナーシップであるため、B社はA社の子会社ではなく支店として判断さ

れ、B社の利子の支払はA国の課税上はA社の損金として認識される。よって、B社の利子の支払は、B国では連結納税制度を通じて損金に算入され、A国ではA社の損金に算入される。同一費用の二重損金となり、国際的二重非課税となる。

(図4) ハイブリッドによって二重控除可能な支払のケース³⁰



2-3 ハイブリッド・ミスマッチ解決に向けての勧告

報告書³¹では、ハイブリッド・ミスマッチの3つの種類D/NI、DD、間接的なDDとそれぞれの類型を踏まえて、ハイブリッド・ミスマッチ無効化の解決策を提示している(図5参照)³²。なお、ハイブリッド・ミスマッチの無効化のための制度設計の原則として、①包括的なルール³³、②自動適用³⁴、③他の租税回避対応ルールとの調整³⁵、④適用の明確性と透明性、⑤低コストの制度運用³⁶、の5つの点が検討された³⁷。国内法の改正によってもなお二重非課税となり得る場合に、他国の非課税措置に対応して、リンクング・ルール(linking rule)の導入を勧告している。リンクング・

ルールは、主要規定（primary response）と防止規定（defensive rule）に分かれ、ハイブリッド・ミスマッチが生じる場合には、主要規定が優先されるような制度である。図5で示されるように、D/NIの無視される支払のケース、DD、関節的なD/NIに関して国内改正法案が出ていないのが現状である。

（図5）ハイブリッド・ミスマッチ・ルールに係る勧告の概要³⁸

ミスマッチの形態	該当する取引	国内改正法案	リンキング・ルールに係る勧告	
			主要規定	防止規定
D/NI	①ハイブリッド金融商品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配当益金不算入制度の制限 ・ 源泉税の所得税控除の制限 	支払者の所得控除の否認	または、受け取り者の国で益金不算入
	②無視される支払	・	支払者の所得控除の否認	または、受け取り者の国で益金不算入
	③リバース・ハイブリッドへの支払	<ul style="list-style-type: none"> ・ CFC税制の強化 ・ 中間事業体の透明性の扱いを制限 ・ 情報開示要件 	投資地国で損金算入を否認	国内改正法案で整理されるため不要
DD	④ハイブリッドによって控除可能な支払	・	親会社の所得控除の否認	または、支払者の国で損金算入を否認
	⑤二重居住者の控除可能な支払	・	両居住国で損金算入を否認	不要（Primary Responseが両国をカバー）
間接的なD/NI	⑥ミスマッチの輸入	・	支払者の国で損金算入の否認	・

第3章 国内法改正による我が国のハイブリッド・ミスマッチへのアプローチ

前に述べたように、BEPS行動計画には強制力はなく、各国がどれだけ足並みを揃えて税制を見直せるかが対策の焦点となる。日本政府は、最終報告書の発表を受けて、勧告を受け入れるよう、前向きに取り組んできた。本章では、日本政府が、どのようにハイブリッド・ミスマッチに対処してきたのか、ハイブリッド・ミスマッチに関する日本の税制改正について述べる。

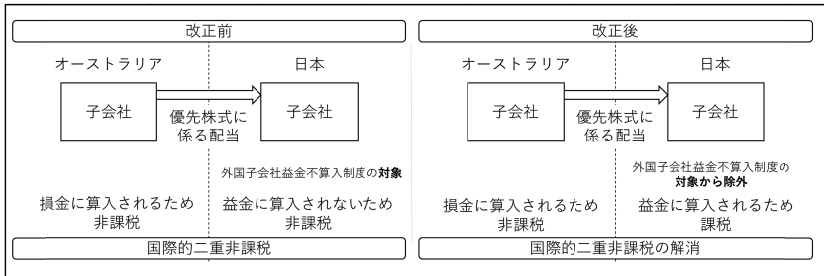
3-1 外国子会社配当益金不算入制度の見直し

BEPS行動計画2の勧告を踏まえ、子会社の所在地国で損金算入が認められる配当³⁹に関して外国子会社配当益金不算入制度の見直し、及び税制改正が行われ、平成28年4月1日以後開始事業年度から適用された⁴⁰。受取配当を非課税とする国は、配当を支払っている国が損益算入をしている場合にはこの制度の対象外とすべきとするものである。

オーストラリア優先株式のケースを具体的に取り上げる（図6参照）。改正前は、優先株式にかかる配当が外国子会社配当不算入制度の対象であったため、オーストラリア子会社においては損金に算入されるため非課税となる。また、配当先の日本の親会社においても優先株式にかかる配当が外国子会社配当不算入制度の対象となるため非課税となり、この状況において二重非課税が生じていた。そこで、外国子会社益金不算入制度の見直しを行い、税制改正によって、優先株式にかかる配当が外国子会社配当不算入制度の対象から除外した。よって、オーストラリア子会社においては損金に算入されるが、配当先の日本の親会社においては優先株式にかかる配当が外国子会社配当不算入制度の対象外となるため、益金に算入され課

税対象となり、二重非課税が解消された。

(図6) オーストラリアの優先株式のケース⁴¹



終章 おわりに

本稿では、まずハイブリッド・ミスマッチ、チェック・ザ・ボックス規則について述べたのち、OECDとG20によるハイブリッド・ミスマッチへの取り組みと日本政府による国内法改正について確認し、事業体課税の課題について議論してきた。日本政府はBEPS行動計画による勧告を受けて、外国子会社配当益金不算入制度を見直し、国内法改正を行って、積極的にハイブリッド・ミスマッチの防止に取り組んできた。ところが、BEPS行動計画2の勧告にD/NIの無視される支払のケース、DD、間接的なD/NIに関して国内法が改正されていないのが現状であり、現段階では、国内法によって、第1章で取り上げた日本IBM社のような支店と子会社のハイブリッド・ミスマッチを防ぐことはできない。また、本人の選択でパス・スルー課税にするか、団体課税にするかを決められる、チェック・ザ・ボックス規則が米国で定められていることで、日本国内で法律を整備したとしても、ねじれ現象が起きることは避けられないと思われる。我が国で未だ対策がなされていない、一方の国では支店、もう一方の国では子会社の状態を作り出すハイブリッド・ミスマッチのケースを防止しなければ

ばならないだろう。具体的にどのように改正を行うべきかについては、今後の研究課題とする。

本稿では、事業体課税の課題について取り組んできたが、納税者と政府は常にイタチごっこの状態であり、法改正を行っても、新たな租税回避スキームが生み出されるであろう。今後も、国際課税の動向に注目し、行き過ぎた租税回避に対して適切に対処するために研究を続けたい。

【脚 注】

- 1 加盟国は34カ国。
- 2 OECD非加盟のG20加盟国は8カ国。
- 3 BEPSプロジェクトとは、多国籍企業が国際的な税制の隙間や抜け穴を利用した租税回避によって、税負担を軽減している問題「税源浸食と利益移転」(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting) に対処するために立ち上げられたプロジェクト。
- 4 津田英章「多国籍企業と課税－アップル社による租税回避の事例－」一橋研究40巻3号1-18頁(2015年)
- 5 東京地判平成26年5月9日判タ1415号186頁、東京高判平成27年3月25日訟務月報61巻11号2041頁
- 6 沼田博幸『組合形式の事業体に対する消費税の課税について－パススルー課税の問題点を中心に－』会計論叢p.18
- 7 平慎之佑「ハイブリッド・エンティティに係る課税問題についての考察」租税資料館 http://www.sozeishiryokan.or.jp/award/023/z_pdf/ronbun_h26_17.pdf
- 8 増井良啓・宮崎裕子『国際租税法』 p.231
- 9 増井良啓・宮崎裕子『国際租税法』 p.233
- 10 キントナー規則は、①企業の継続性、②運営管理の集中、③有限責任性、④持分の自由譲渡性という4要素による米国法上の法人類似性基準(four-factor corporate resemblance test)である。米国最高裁のMorrissey v. Commissioner事件判決とUnited States v. Kintner事件における米国第9巡回控訴裁判所の意見を成文化したものであった。キントナー規則は一見単純なようであるが、実質判断と形式判断が混在したものであり、実際には困難を伴うケースが多く、特に実質判断を行う上では相当な分析等を必要とした。
- 11 加藤久子 マイク・ビュー『グローバル・タックス・ミニマイゼーション 米国多国籍企業の税務戦略“チェック・ザ・ボックス”規定の活用』国際税務20巻5号p.34(2000年)

- 12 増井良啓・宮崎裕子『国際租税法』p.32
- 13 また、チェック・ザ・ボックス規則によって第二法人を支店扱い (disregarded entity) にしておくことで両法人間の取引は同一法人内の取引として税務上のインパクトをなくし、サブパートFの適応を免れることも可能となる。
- 14 東京地裁 平成26年5月9日判決 (納税者勝訴)、東京高裁 平成27年3月25日判決 (納税者勝訴)、最高裁第1小法廷 上告棄却。
- 15 『判例タイムズ』判例タイムズ社 No.1415 p.186-p.213
- 16 『判例タイムズ』判例タイムズ社 No.1415 p.186-p.213をもとに作成。
- 17 税務上、自己株を取得するために金銭を支払った場合「1株当たりの資本金額×譲渡株数」を超える部分の金額はみなし配当となり、益金不算入扱いとなった。(平18法10号改正前 法人税法23条1項)
- 18 『判例タイムズ』判例タイムズ社 No.1415 p.186-p.213
- 19 日本租税研究所『検証・IBM裁判』2014.7.28.
http://www.zeiseiken.or.jp/faq/soshiki_saihen/sosaihen_tna_maestro_IBM_2_556.pdf
- 20 OECD (2015), Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements, Action 2 – 2015 Final Report, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing, Paris.
<http://dx.doi.org/10.1787/9789264241138-en>
- 21 2014年3月19日公表の討議草案への各国からのコメントをもとに国内法、およびモデル条約租税条約の改正に係る勧告案として公表されたもの。
- 22 OECD (2014), Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing.
<http://dx.doi.org/10.1787/9789264218819-en>
- 23 OECD (2014), Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing.
<http://dx.doi.org/10.1787/9789264218819-en>
- 24 事業体が法人格とパススルー事業体の双方の性質を有する場合に、支払が受取者において所得として認識されないケース (例えばDelaware GP Structure)。
- 25 居住者の判定法 (例えば設立国vs.管理国) の違いを利用して支払が2カ国で損金算入されるケース。
- 26 OECD (2014), Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing.
<http://dx.doi.org/10.1787/9789264218819-en>
- 27 金融商品自身が資本と貸付両方の性質を有するもの (例えば、オーストラリアのMRPS)
- 28 OECD (2014), Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing.
<http://dx.doi.org/10.1787/9789264218819-en>をもとに作成。

- 29 OECD (2014), Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing.
<http://dx.doi.org/10.1787/9789264218819-en>
- 30 OECD (2014), Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing.
<http://dx.doi.org/10.1787/9789264218819-en>をもとに作成。
- 31 OECD (2014), Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing.
<http://dx.doi.org/10.1787/9789264218819-en>
- 32 OECD (2014), Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing.
<http://dx.doi.org/10.1787/9789264218819-en>
- 33 重複が生じることもあるが、一方の国のルール適用を停止する順序を定め、二重課税を防止する。
- 34 課税当局による適用告知等は不要とする。
- 35 外国子会社合算税制、過少資本税制、過大支払子税制との重複適用による二重課税の排除。
- 36 納税者の順守コストを最小限とし、課税当局も管理しやすい制度とする。
- 37 荒井優美子「ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化（行動2）」旬刊経理情報1398号61-63頁（2014年）
- 38 OECD (2014), Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing.
<http://dx.doi.org/10.1787/9789264218819-en>をもとに作成。
- 39 オーストラリア子会社からの償還優先株式やブラジル子会社からの利子配当等が該当する。
- 40 なお、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度に受ける配当（施行日において有する株式等に係るものに限る）については、従前どおりである。
- 41 財務省『平成27年度税制改正（国際課税関係）』（2015年）をもとに作成。
http://www.japantax.jp/mm/file_kokusai/siryou150119.pdf

【参考文献一覧】

- 荒井優美子「ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化（行動2）」旬刊経理情報1398号61-63頁（2014年）
- 居波邦泰「2014年9月公表のBEPS勧告に係る第1次提言と国際課税原則の改変」租税研究176-212頁（2015年）

- 太田洋『BEPSとは何か—その現状の素描』ジュリストNo.1468 36-43頁（2014年）
- 岡田至康『Worldwide Tax Summary』5月号Vol.34 No.5（2014年）
- 加藤久子・マイク・ビュー『米国多国籍企業の税務戦略—“チェック・ザ・ボックス”規定の活用—』国際税務20巻5号34-37頁（2000年）
- 川端康之『OECD租税モデル条約2010年版（所得と財産に対するモデル租税条約）簡略版』社団法人日本租税研究協会（2011）
- 栗原克文「ハイブリッド・エンティティと国際課税問題」長崎大学経済学部研究年報（2008）
- 国際商事法務研究所『国際商事法務』Vol.27, No.3 235-358頁（1999年）
- 国際商事法務研究所『国際商事法務』Vol.27, No.4 359-480頁（1999年）
- 国際商事法務研究所『国際商事法務』Vol.27, No.5 481-612頁（1999年）
- 国際商事法務研究所『国際商事法務』Vol.27, No.6 613-742頁（1999年）
- 菅原計『新日米租税条約にみる今後の国際課税の課題』東洋大学経営論集第65号（2014年）
- 高浜智輝『租税法における外国事業体の取り扱い—アメリカ・パートナーシップを中心として—』経営学研究論集115-134頁（2015年）
- 津田英章「多国籍企業と課税—アップル社による租税回避の事例—」一橋研究40巻3号1-18頁（2015年）
- 『判例タイムズ』判例タイムズ社 No.1415 186-213頁（2015年）
- 平野嘉秋「米国内国歳入法上の企業分類における新規則—チェック・ザ・ボックス規定」国際課税12頁（1997年）
- 舘圭吾「企業と個別契約で税金を減免 タックスヘイブンの新事実」日経ビジネス1855号 98-99頁（2016年）
- 増井良啓・宮崎裕子『国際租税法 [第3版]』東京大学出版会（2015年）
- 山田有人『アップル社の税務戦略について』
- NUCB journal of economics and information science 313-324頁（2015年）
- 渡辺久美子「アップルの節税戦略—ニューヨーク・タイムズの記事を読む」国際課税32巻7号128-131頁（2012年）
- 金融庁ホームページ『平成26年度諸外国のタックスヘイブン対策税制に関する調査研究 調査報告書』
- <http://www.fsa.go.jp/common/about/research/20150807-1/01.pdf>
- 最終閲覧日2018年6月30日
- 日本経済新聞ホームページ『アイルランド、米アップル税優遇巡りEUに提訴』
- <http://www.nikkei.com/article/DGXLZO09420920R11C16A1FF1000/>
- 最終閲覧日2018年6月30日
- 日本経済新聞ホームページ『欧州委、アップル税優遇「違反」租税回避に歯止め』
- <http://www.nikkei.com/article/DGXZZO77801750R01C14A0000000/>
- 最終閲覧日2018年6月30日
- 日本経済新聞ホームページ『IBM側、勝訴確定 課税1200億円取り消し』
- https://www.nikkei.com/article/DGKASDG19H7L_Z10C16A2CR8000/

- 最終閲覧日2018年6月30日
財務省ホームページ『租税条約の内容』
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/181.htm
最終閲覧日2018年6月30日
- 財務省ホームページ『「BEPS プロジェクト」の取組と内容』
https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/201511b.pdf
最終閲覧日2018年6月30日
- 税務大学校 居波邦泰『BEPSによる国際課税制度下での立証責任に対する一考察』
<http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/87/02/01.pdf>
最終閲覧日2018年6月30日
- 税務大学校 今村宏嗣『ハイブリッド・ミスマッチに対する各国の対応及び我が国における執行上の問題点』
<https://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/87/01/01.pdf>
最終閲覧日2018年6月30日
- EY 税理士法人『BEPSへの対応と我が国への影響に対する調査』
http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2014fy/E004206.pdf
最終閲覧日2018年6月30日
- EY『最新税務判例ポイント解説 同族会社の行為計算否認規定の適用基準』
<https://www.shinnihon.or.jp/shinnihon-library/publications/issue/info-sensor/2015-08-09.html>
最終閲覧日2018年6月30日
- Grant Thornton『太陽ASG国際税務ニュースレター』
https://www.granthornton.jp/pdf/newsletter/international/international_201401.pdf
最終閲覧日2018年6月30日
- PwC 税理士法人『BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) : 税源浸食と利益移転』
<http://www.pwc.com/jp/ja/tax/services/beps.html>
最終閲覧日2018年6月30日
- OECD (2017), Neutralising the Effects of Branch Mismatch Arrangements, Action 2: Inclusive Framework on BEPS, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing, Paris.
<http://dx.doi.org/10.1787/9789264278790-en>
最終閲覧日2018年6月30日
- OECD (2015), Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements, Action 2 – 2015 Final Report, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing, Paris.
<http://dx.doi.org/10.1787/9789264241138-en>
最終閲覧日2018年6月30日
- OECD (2014), Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements, OECD/G20

Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing.

<http://dx.doi.org/10.1787/9789264218819-en>

最終閲覧日2018年6月30日

The New York Times 『Apple's International Structure』

<http://www.nytimes.com/interactive/2013/05/21/business/apples-international-structure.html?ref=business>

最終閲覧日2018年6月30日